

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 21 日現在

機関番号：32615

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380214

研究課題名(和文) 無国籍者への国際的対応：難民レジームからの理論的・実践的研究

研究課題名(英文) Study on International Response to Statelessness: Theoretical and Practical Implications from Refugee Regime

研究代表者

新垣 修 (ARAKAKI, Osamu)

国際基督教大学・教養学部・教授

研究者番号：30341663

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：無国籍と難民レジームとの関係は、戦間期以降の歴史によって定義された。現在のところ、無国籍を排他的に扱う単独の国際レジームの出現は確認できず、このイシューは難民レジームの中で処理されている。このレジームの形成過程と無国籍関連規範の諸国の実行状況からすると、国籍・無国籍が人権のみならず、国益や安全保障の観点から重視されていることが分かる。

特に近年、国籍剥奪の現象が顕著になっているが、国籍・無国籍における国家の安全保障観がこの背景にある。そして、難民レジームはこの歯止めとはなっていない。脱-安全保障化の可能性を探るには、脅威対抗措置の有効性、脅威対抗措置の正統性の立場から批判的に検討すべきである。

研究成果の概要(英文)： The history since interwar period has defined the relationship between statelessness and the refugee regime. The present age has not witnessed emergence of international regime for statelessness. Alternatively, the refugee regime deals with the issue. Based on the observation of the formation of the refugee regime and state practice, the states place emphasis on national interests and security.

In recent years, deprivation of nationality is the prominent phenomenon. The background of this situation is the view of states on security. The refugee regime cannot prevent the states from doing it. To seek for the possibility of de-securitisation, we should approach the issue critically by examining effectiveness and legitimacy of the countermeasure.

研究分野：国際関係論、国際法学

キーワード：無国籍 国籍 レジーム 安全保障化

1. 研究開始当初の背景

無国籍者とその保護の問題に注目が集まるにつれ、社会学や法学といったディシプリンに基づく研究成果が蓄積されつつあった。国内でも、文化人類学、社会学や国際人権法学に基づく研究は徐々に厚みを増していた。また、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) が、解決に向けて取り組むべき重要課題として無国籍者保護を挙げている。

その一方、この課題に、国際関係学から本格的にアプローチした研究は限られていた。とりわけ、無国籍者への国際的対応と国家実行に係る国際政治学的評価についてはほとんど手つかずのままであった。また、国際レジームの観点から、無国籍者の保護、防止と削減について理論を構築することが急務であった。

さらに、国際関係学上の理論的側面と密接に関連し、無国籍者の対応に係る規範や原則がどのように国内的に実施運用され、何が問題視されてきたのかという実践的課題が不明確であった。具体的には、無国籍関係条約の原則が諸国でどのように国内的に規則化され実施されているのか、といった実証的研究であった。

以上のことから、無国籍者への国際的対応に関する理論的・実践的研究に取り組むこととした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、国籍なき人々への、グローバル社会の対応に関する理論的・実践的考察であった。具体的には、無国籍者への国際的対応 (保護、防止、削減) という現象を、主に国際レジームの視座から研究し、この理解を踏まえた上で国内での実践を検討する計画であった。

もっとも、無国籍者保護に関する国際関係学上の捉え方やアプローチは多様である。そこで本研究は、理論面では国際レジームから

の視点に的を絞った。具体的には、冷戦終結後、難民レジームが、無国籍者保護をめぐる課題に、なぜ/どのように/どこまで接近したのか (対象とレジームの接近及びギャップの説明) 等について明らかにするのが意図であった。また、無国籍レジームとも言うべき国際レジームやこの領域でのガヴァナンスの出現の余地を探った。この文脈で、UNHCR の機能、市民社会の役割、非公式ネットワークの形成等の 이슈にも注意を払う計画であった。

以上のマクロレベルからの理論分析を踏まえ、さらに、実践面の検証も本研究の目的であった。無国籍者の処遇に係る制度手続開発で先駆的位置にあるハンガリーを取り上げる予定であった。諸国の関連制度手続の形成や実行と国際機構との関係について調査し、これを実証的に分析することが目的の一つであった。つまり、無国籍者保護に関する国内的制度手続の設計と実施の詳細を調べることであった。要となったのは、難民レジーム (さらに無国籍者レジーム) と国家実践との関係の現実である。特に、国際レジームで形成された原則、規範、規則等に注目しつつ、国家実践にどのように作用し、さらにその結果がどのように国際レジームにフィードバックされたかを検証するのも目的であった。

3. 研究の方法

まず第 1 に、無国籍者への国際的対応について既に発表されている著書、論文、報告書、執務文書を網羅的に収集した。

第 2 に、収集された著書や論文、報告書、実務文書のレビューと分析を行なった。具体的には、以下の二つ論点について整理し、検討・分析した。

(1) 冷戦終結以降の難民レジームにおける無国籍者への対応について、関連の情報を抽出し分析した。特に、国際レジームのアクタ

ーやそこで形成された原則、規範、規則、政策決定のプロセスに着目した。

(2) 無国籍を取扱う新たな国際レジームの創出に関するデータを抽出し、それを整理、検討した。具体的には、この課題に取り組む新たな空間はどのように創出されているのか等について考えた。

第3に、欧州諸国で資料収集・聞き取り調査を実施した。計画ではハンガリーのみを対象にしていたが、比較の必要からラトヴィアと英国にまで範囲を拡張した。これら諸国ではそれぞれ独自の無国籍者認定・保護制度を有しており、主に以下の点について調査した。

- (1) 無国籍者問題に対する取組みの背景
- (2) 認定手続等を含む運用の実態と問題点
- (3) UNHCR との連携の詳細

第4に、UNHCR とオックスフォード大学で資料収集及び聞き取り調査を実施した。UNHCR では主に保護サービス部無国籍者ユニットを訪問した。特に、無国籍関連条約における UNHCR の役割や主要国の動向について情報を得た。また、UNHCR を中核としたレジーム形成の可能性(非国家アクターの動向やネットワークの形成等)についても情報を得た。オックスフォード大学難民研究センターでは、関連資料を収集するとともに、特に無国籍者保護をめぐる国際レジームのあり方についてスタッフと議論できた。

4. 研究成果

(1) 難民レジームにおける無国籍

無国籍に関する国際的対応は難民レジームの歴史の中で詳しく理解できる。難民レジームと無国籍の関係は、分離、忘却、想起の史的展開の中に埋め込まれている。

歴史過程と現状を検証すると、無国籍に関する単独のレジームの存否については慎重でなければならない。現在のところ、無国籍を排他的に扱う単独の国際レジームの出現は確認できない。その営みは難民レジーム内

で行われている。

(2) 規範群1: 「無国籍者の地位に関する条約」

難民レジームにおける無国籍に関する規範群の主軸の一つは「無国籍者の地位に関する条約」である。その働きの実像は、ハンガリーや英国の実践に垣間見ることができる。実施主体や手続き(制度へのアクセスや立証責任、立証基準、証明対象国、適正手続等)や権利保障(法律上の地位や賃金を得られる雇用、福祉、行政上の措置)が考察の対象である。

(3) 規範群2: 「無国籍削減条約」

難民レジームに存在するもう一つの無国籍に関する規範群「無国籍削減条約」である。これは、出生・子どもや国籍喪失、国籍放棄等に関する規則を中心にしている。形成過程・適用状況を観察すると、人権と同時に国益への意識が強く現れている。

このように、難民レジームの形成過程とその後の諸国の実行状況からすれば、国籍・無国籍が人権のみならず、国益や安全保障の観点から重視されていることが分かる。

(4) 国籍の剥奪と安全保障化

国益や安全保障の要素が表出するのがこの課題である。英国と米国では、第一次世界大戦以降、とりわけ9.11以降、安全保障の観点から自国民の国籍剥奪が顕在化している。これについて、脱-安全保障化の可能性を探る必要がある。特に、脅威とそれへの対抗措置を、国籍剥奪という脅威、脅威対抗措置の有効性、脅威対抗措置の正統性という観点から批判的に検討すべきである。これに対する難民レジームの働きは制限的である。

(5) その他

「国籍に対する権利」の言説の近年の展開

を知ると、レジームにおける新たな含意を探ることできる。同時に、無国籍に係る規範と日本法の関係についても考察する必要がある。

(参考文献)

新垣修、「無国籍者地位条約と無国籍削減条約：成立までの経緯と概要」、『法律時報』、86巻11号、2014、35-40頁

新垣修、「無国籍者地位条約の成立と展開」、『難民研究ジャーナル』、4号、2014、3-15頁

新垣修、「国籍の剥奪と安全保障化」、『PRIME』、40号、2017、3-13頁

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 5 件)

新垣修、「国籍の剥奪と安全保障化」、『PRIME』、査読無、40号、2017、3-13頁

新垣修、「現代の難民レジームにおける武力紛争と国際人道法：一時避難民と条約難民」、『論究ジュリスト』、査読無、19号、2016、83-90頁

新垣修、「英国における国籍の剥奪：無国籍削減条約と国籍の安全保障化」、『大東口ジャーナル』、査読無、12号、2016、115-129頁

新垣修、「無国籍者地位条約の成立と展開」、『難民研究ジャーナル』、査読有、4号、2014、3-15頁

新垣修、「無国籍者地位条約と無国籍削減条約：成立までの経緯と概要」、『法律時報』、査読無、86巻11号、2014、35-40頁

[学会発表](計 6 件)

Osamu Arakaki, “Deprivation of Nationality and Securitisation,” Metropolis Conference, Nagoya, 2016

新垣修、「国籍の剥奪と安全保障化」、『日本平和学会秋季研究集会』、東京、単独、2016

Osamu Arakaki, “Refugee Status in the Context of Armed Conflict,”

International Seminar on Contemporary Refugee Crisis and Syrian Exodus, Ansal University, India, 2016

新垣修、「無国籍から考える境界」、『新国際開発研究拠点研究会』、横浜国立大学、単独、2015

新垣修、「ハンガリーの無国籍認定制度」、『無国籍研究会』、東京、単独、2014

新垣修、「無国籍をめぐる政治と法」、『無国籍研究会』、東京、単独、2014

[図書](計 1 件)

小泉康一、川村千鶴子(編)『多文化「共創」社会入門』慶應義塾大学出版会(2016年)218頁、新垣修(第13章「私はどこに属しているの? : 無国籍に対する国際的取り組み」131-139頁)

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

新垣修 (ARAKAKI, Osamu)
国際基督教大学・教養学部・教授
研究者番号: 30341663

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし

(4) 研究協力者 なし